

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

5月8日以降（5類移行後）

主な取り扱い

令和5年5月8日に新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行します。

◆ 医療費【自己負担あり】

- ・ 診察・検査・処方（解熱剤など）等については**自己負担**があります。
- ・ コロナ治療薬の薬剤費は**9月末までは無料**です。

◆ 感染者の療養期間【5日間推奨】

- ・ 出勤・登校等は**それぞれの職場・学校の指示**に従ってください。
（感染症法に基づく行動制限はなくなります。）

【療養期間】

- ・ **発症後5日間※**は他人に感染させるリスクが高いため、外出を控えることを推奨します。
※ 発症後5日間経過（発症日を0日目）し、かつ、症状軽快後24時間経過するまでの間
また、その後も、発症後10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用やハイリスク者（高齢者・妊婦等）との接触などにご配慮ください。
（個人の判断に委ねられます。上記の情報を参考にご判断ください。）

◆ 体調悪化等の場合

- ・ 療養中、体調が悪化した場合は、**かかりつけ医**や**診断を受けた医療機関**等にご相談ください。受診時はマスクの着用など感染対策を行い、**医療機関の指示**に従ってください。

◆ 濃厚接触者

- ・ 同居家族は可能であれば部屋を分けるなどし、感染に注意してください。
- ・ 外出の場合はマスクの着用やハイリスク者（高齢者・妊婦等）との接触にご配慮ください。
（保健所から濃厚接触者として特定されることはなく、感染症法に基づく外出自粛は求められません。）

◆ その他【5月7日で終了となるもの】

- ・ ホームケア（発生届出対象者）
- ・ フォローアップセンター（発生届出対象者以外）
- ・ 宿泊療養
- ・ 療養証明書の発行（5月7日までに発生届が提出された患者を除く。）

※ 各療養形態における各種支援（生活支援物資の配布、パルスオキシメーターの貸し出しなど）については、5月7日を待たずに終了するものがあります。



山梨県